

「足利大学教育研究活動の不正行為等に関する規程」に関する細則

第1条 この細則は、「足利大学教育研究活動の不正行為等に関する規程」（以下「基本規程」という。）を基本として、特に公的研究費等（科学研究費等）において発生した学外からの不正行為等が告発された場合の対応について、必要な事項を定める。

第2条 基本規程の対象の他、本学の教職員に係わる次の行為も対象とする。

- (1) 公的研究費等（科学研究費等）に係る業者等外部者による不正行為の告発
- (2) その他学外の第三者からの告発について、学長が調査を認めたもの

第3条 基本規程の学内窓口の他、外部告発者の窓口を学外ホームページのメール、及び庶務課長を窓口とする。

第4条 基本規程第5条に係る予備調査委員会は、受付から30日以内に告発の内容等を調査・協議し、可否を決定する。告発には、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。

第5条 予備調査委員会には基本規程の委員の他、告発者、被告発者と利害関係のない第三者を含める。

- 2 第三者の選出は、事務局長が法人と協議し、弁護士、公認会計士等を選出する。

第6条 予備調査の結果は、基本規程第6条に係る他、不正行為等の大小に係らず、当該研究代表者が組織する研究分担者として経費を配分している機関、及び研究分担者として組織されている研究代表者の機関にも報告する。

- 2 配分機関から状況報告や資料提出等の申出があった場合、学長・事務局長が協議し、速やかに対応する。

第7条 予備調査委員会において第三者の委員は引き続き調査委員会委員を務める。

第8条 基本規程の他、告発から210日以内に結果を告発者、被告発者、及び第6条該当機関にその結果を報告する。

- 2 調査結果には、不正発生要因及び再発防止対策を含めて報告書とする。

第9条 本学は、不正行為等の学外からの告発者に対し、勤務先において職務上、不利益な扱いを行なわないことを前提として、勤務先の代表者に連絡をする。

第10条 基本規程第8条第3項に関して、理事長に懲戒等必要な手続きを申請する場合は、懲戒案を添えて申請する。尚、懲戒案は次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 自宅謹慎（期間等）
- (3) 減給（期間等）
- (4) 降格
- (5) 解雇
- (6) その他

第11条 競争的資金による公的研究費等（科学研究費等）における不正行為が発生した場合、対策・防止案を策定し、主任教授会等及び事務局課長会議において全教職員に周知する。

2 年間を通して教員から意見を寄せてもらい、次年度の不正行為等の防止計画を策定し周知する。

3 公的研究費等採択された研究代表者、研究分担者には、説明会を開催し、必ず不正行為に対する心構え、過去の不正行為の事例、本学の不正防止計画等を周知する。

4 不正防止に対する事務対応については、「公的研究費」管理・監査ルールに準じ、必ず年1回、事務手続きルールの確認を行い、必要に応じて変更し、関係者へ周知する。

5 不正防止対策・計画は、学長の承認を経て、ホームページで随時開示する。

第12条 この細則に定めのない事項については、学長が副学長、事務局長と協議して決定する。

第13条 この細則の改廃は、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。